

# 県内飼養豚・イノシシの 豚コレラワクチン接種について

家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づき、県内で飼養されている豚・イノシシへ豚コレラワクチンを接種することになりましたので(滋賀県告示第230号)、ご承知いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 【実施日時(初回接種)】

令和元年10月31日から11月8日

### 【対象飼養者】

県内の豚・イノシシを飼養する農家、一般飼養者  
計 12戸

### 【対象家畜】

県内で飼養する豚・イノシシ

### 【その他】

初回接種後は、導入等の際に適宜接種します。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1

◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1

Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821

◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681

緊急携帯:090-3613-7486

◆ 緊急携帯:080-6176-8052